

宇土市定住移住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の指定区域の定住及び移住を促進し、地域の活性化を図るため、指定区域に住宅を取得した者等に対し、予算の範囲内において交付する宇土市定住移住促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、宇土市補助金等交付規則（昭和49年規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定区域 宇土市立小中学校通学区域等に関する規則（平成20年教委規則第4号）別表第2に定める住吉中学校区及び網田中学校区をいう。
- (2) 定住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）され、かつ、生活の本拠を本市に有することをいう。
- (3) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であつて、居住の用途に供する住宅をいう。
- (4) 新築住宅 令和6年4月1日以降に新たに自己の居住の目的で建築された住宅をいう（旧住宅を解体し、新たな住宅を建築する建替を含む。）。
- (5) 建売住宅 令和6年4月1日以降に販売を目的として新たに建築された住宅で、居住の用途に供されたことがないものをいう。
- (6) 指定住宅 指定区域内に建築された、新築住宅又は建売住宅をいう。
- (7) 空き家 宇土市空き家バンク制度実施要綱（平成27年告示第66号）第4条に規定する空き家バンクに登録された空き家で指定区域内にあるものをいう。
- (8) 取得 住宅を購入し、所有権保存登記又は所有権移転登記を行うことをいう。
- (9) 転入 市外の者が、新たに指定区域に住所を定めることをいう（建て替えのために、指定区域内から市外に転出し、再び転入する場合を除く。）。
- (10) 転居 市内の指定区域外に居住する者が、宇土市の指定区域に住所を変更することをいう（建て替えのために、指定区域内から指定区域外に転居し、再び転居する場合を除く。）。
- (11) 同一世帯員 住民基本台帳法の規定に基づく住民票上における同一の世帯員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 取得した住宅又は購入した空き家の所在地に住民登録され、宇土市に定住の意思がある者であること。
- (2) 本人及び同一世帯員に、市税等（規則第3条第3項に規定する市税等をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。
- (3) 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 住宅取得支援事業 補助対象者が指定住宅を取得する事業

(2) 子育て世帯支援事業 補助対象者（同一世帯員に中学生以下の者がいる者に限る。）が、転入又は転居に伴い、指定住宅を取得し、又は空き家を購入する事業
2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する住宅を取得する場合は、対象としない。

(1) 宇土市新築住宅に対する固定資産税の減免に関する規則（平成23年規則第6号）に基づく減免の対象となった住宅

(2) 国、県、市等が交付する同様の趣旨の補助金の交付対象となった住宅
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇土市定住移住促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、所有権保存登記又は所有権移転登記後1年以内に市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの）

(3) 世帯全員の戸籍の附票の写し（子育て世帯支援事業を申請する場合に限る。）

(4) 住宅取得又は空き家購入に係る契約書の写し及び領収書の写し

(5) 建物の登記に係る全部事項証明書

(6) 世帯全員の市税等に滞納のないことを証する書類又は同意書（規則様式第1号その2）（申請者が転入した者の場合は、転入前の自治体発行の証明書を含む。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その申請内容を審査し、宇土市定住移住促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに宇土市定住移住促進補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第9条 市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（交付の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、当該交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱等に違反していることが認められたとき。

(3) 補助金の交付の日から起算して5年未満で住宅を売却し、譲渡し、又は貸し付けたとき。ただし、災害、病気その他やむを得ない事情があると市長が認めたとき

は、この限りでない。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が取り消すべき理由があると認めたとき。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに宇土市定住移住促進補助金の交付決定を受けた補助対象事業に係る第8条から第10条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助金の額
住宅取得支援事業	指定住宅の取得に要した額とし、100万円を上限とする。
子育て世帯支援事業	申請時点における補助対象者の同一世帯員（中学生以下の者に限る。）の人数に応じ、次に定める額とする。 (1) 1人 20万円 (2) 2人 50万円 (3) 3人以上 100万円